●請負契約の参考例です。作成時は各自内容を確認の上、適宜修正すること。

業務委託契約書（単価契約）

１　委託業務名　　　　 　令和　年度　　　〇〇事業△△業務委託

２　業務箇所名　　　　　 飯田市　　地区

３　委託業務の内容　　 〇〇事業に係る△△業務

　　　　　　　　　　　　　　　詳細は別紙仕様書のとおり（この場合は契約書に仕様書を添付）

**【３　委託業務の内容　注意】**

**※仕様書は、誰が見ても成果物として求めるものが明確であること。**

**※成果物が明確でない場合は契約不適合とならない場合があるので注意。**

４　予定数量　　　　　　　令和●年４月１日から令和●年５月30日のうち、３０日間

**【４　予定数量　注意】**

**・発注の際、どの程度の日数、数量で行うかを指示して見積・入札等を行っているはずなので、その数量を記載すること。**

５　履行期間　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　から

　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　まで

６　契約単価　　　　　　 金　　　２２，０００　　円（１日あたり）

　　　　　　　　　　　　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　金　　　２，０００　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。

７　契約保証金　　　　　**【免除】**

　　　　　　　　　　　　　　　　契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10とし、その納入は免除とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　ただし、この契約を履行できなかったときには、契約保証金に相当する金額を違約金として納入するものとする。

**【業務保証人】**

　　契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10とするが、受注者に代わって業務を完成することを保証する他の者を保証人としているためその納入は免除とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　ただし、この契約を履行できなかったときには、契約保証金に相当する金額を違約金として納入するものとする。

　　　　　　　　　　　　　**【金銭保証】**

契約保証金は、金　　　　　円とし、受託者は委託者に対し次の担保を提供する。

金銭保証人が付す保証　　金　　　　　　　　　　　　　　円

**【６　契約保証金　注意】**

　　●３つのうちいずれかを選択。

　　●契約保証金の選択について（財務規則第122条、123条）

・50万円以下（税込）で、確実な履行が認められる場合は**【免除】**とする。

・50万円を超える（税込）のであれば**【業務保証人】**を求める。

・50万円を超える（税込）が業務完了保証人を用意することができない場合は、

**【金銭保証】**とする。

・契約保証を【免除】できる案件であっても、保証を付けてもらうことは誤りではない。

・財務規則第122条第3項第3号にあたる場合は【免除】できるが、この要件を満たしているか確認が取れない場合は【業務保証人】【金銭保証】のいずれかが必要となる。

　上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（Ａ）本契約の証として本書　通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自１通を保有する。

（Ｂ）本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

　なお、本契約はタイムスタンプに関わらず下記契約日から効力を有するものとする。

**【注意】（Ａ）は紙の契約書を採用する場合、（Ｂ）は電子契約を採用する場合に使用する。**

**（「なお、～ものとする。」文の記載がない場合は契約係で記載）**

　　令和　　年　　月　　日

委託者　　住所　　飯田市大久保町2534番地

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　飯田市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 飯田市長　　佐藤　健

受託者　　住所

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏名

業務保証人　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

【業務保証人欄】不要な場合は削除する。

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書及びこの契約事項（以下「契約書」という。）に基づき、仕様書（別冊の図面、設計図書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等を含む。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受託者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第３条　受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。なお、契約保証金を免除としたときは、本条は適用しない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関等の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

３　受託者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受託者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第５条　受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

３　委託者は、受託者に対して、前項で委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（仕様書等の変更）

第６条　委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第７条　委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第８条　受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第９条　履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（一般的損害）

第10条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第11条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第12条　受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受託者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

（業務委託料の支払い）

第13条　受託者は、前条第２項（同条第５項において読み替えて準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第14条　委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の任意解除権）

第15条　委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第16条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3)　正当な理由なく、第14条第１項の履行の追完がなされないとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第17条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第４条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2)　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3)　受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8)　第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9)　受託者（受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条　第16条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第19条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第20条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第６条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2)　第7条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条　第19条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第22条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

２　委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（解除に伴う措置）

第23条　受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第24条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2)　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3)　第16条又は第17条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第16条又は第17条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2)　成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払防止遅延法」という。）第8条第1項の規定に基づく率を乗じて計算した額とする。

６　第２項の場合（第17条第７号及び第９号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第25条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第13条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づく率を乗じて計算した遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第26条　委託者は、引き渡された成果物に関し、第12条第３項又は第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　委託者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

６　委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

７　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（契約外の事項）

第27条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。